

# 参考資料

## 用語集

### 石綿

天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし、中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。

### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

### 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する生活排水処理施設。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

### 汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生じた泥状のものなどをいう。

### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをする。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

### 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭等から排出される使用済みのエアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫のリサイクルを促進するため制定された法律で、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けている。

### 環境整備センター

埼玉県が、廃棄物の処分地を自ら確保することが困難な県内の市町村や中小企業などのために、地元との理解と協力を得て、寄居町に設置及び運営している広域埋立最終処分場。

地元と締結した公害防止協定で厳しい管理基準を設定し、また平成29年から供用を開始した埋立地に漏水検知システムを導入するなど、環境保全対策を第一に考えた運営を行っている。

### 九都県市

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。これら都県市の知事、市長から構成される九都県市首脳会議では、廃棄物問題をはじめ、大気の保全や地球温暖化対策など、様々な環境分野において連携して取り組んでいる。

### グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境を考慮して、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

## 下水汚泥

下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。

## 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設物等の建設工事に伴い排出される特定建設資材の分別及びリサイクルを促進するため制定された法律で、一定規模以上の建設工事受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などが規定されている。

## 減量化

排出された廃棄物を脱水、焼却等の中間処理を行うことにより減量することをいう。

## 高濃度PCB廃棄物

①PCB原液が廃棄物となったもの、②PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの、③PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの重量の割合が5,000mg/kgを超えるもの(橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCBの重量の割合が100,000mg/kgを超えるもの)をいう。

## 小型家電(小型電子機器等)

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、小型家電リサイクル法施行令で定めるものをいう。

## 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

アルミ、貴金属やレアメタルなどを含む使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため制定された法律。国により再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等がある。

## ごみ(廃棄物)発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから地球温暖化対策としても注目されている。

## 災害廃棄物

地震や台風等の災害によって発生する廃棄物をいう。

## 再使用(リユース)

いったん使用された容器や製品等を再使用すること。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナルびんなどのように製品を提供するための容器等を繰り返し使用することや使用済の機器等をそのまま、若しくは修理等を行った上で再び利用することなど。

## 最終処分

再資源化又は再生利用されない廃棄物について、埋立等により最終的な処分を行うこと。

## 再生利用(リサイクル)

廃棄物の全部又は一部を原材料として利用すること。例えば、ガラスを破砕するなどしてガラス原料として利用することや、スチール缶を鋼材の原料とすることなどがあり、マテリアルリサイクル(廃棄物を製品の原材料として再利用すること)ともいわれる。

## 再生利用率(リサイクル率)

排出量のうち、どれだけ再生利用できたかを表したものをいう。(再生利用率=再生利用量/排出量)

## 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

## 埼玉県環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために埼玉県環境基本条例に基づいて策定することが定められているもの。平成8年3月に策定し、以後5年ごとに社会経済情勢の変化や環境状況に的確に対応させるため、改訂を行っている。

## 彩の国エコぐるめ協力店

食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。

## 彩の国資源循環工場

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。現在、第1期事業では7社が立地して事業を展開している。第2期事業では、最終処分場と工場用地を一体的に整備し、環境負荷の削減に寄与する製造施設4社、再資源化施設1社が操業している。

## 彩の国リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を主な原材料としたリサイクル製品を認定し、その利用を促進する制度。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチック類等）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

## 浄水発生土

河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のことをいう。

## 資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、使用済製品の自主回収・リサイクル、製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムを構築するため制定された法律で、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

## 自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、関連事業者及び自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

## 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。

## 食品廃棄物

食品製造業、食品流通業、外食産業及び家庭から排出される、調理くず、食べ残し、期限の切れた食品などのこと。

## **食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)**

食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された法律で、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。

### **食品ロス**

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。事業者から発生する規格外品や販売期限切れ、家庭から発生する食べ残しや食べずに期限切れとなった食品などがある。

### **3R**

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

### **生活系ごみ**

生活する過程で発生する廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌などがある。

### **生活排水処理施設**

主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。

### **適正処理困難物等**

処理過程で危険なもの、有害なもの、感染の恐れがあるものなど処理上困難を伴うものをいう。

### **農山村バイオマス**

多彩な農林業から発生する家畜排せつ物や稲わら、林地残材など、農山村に広く存在するバイオマスのこと。

### **バイオマス**

間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。

### **バイオマス発電**

木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、有機性資源を用いた発電のこと。直接燃焼やメタン発酵などの方法がある。

### **廃プラスチック類**

事業活動に伴い排出された廃プラスチック、廃タイヤ、廃合成繊維などの産業廃棄物をいう。

### **フードバンク**

食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品などを、食品製造事業者等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。

### **フードパントリー**

ひとり親家庭や生活困窮者等を対象に食品を無償で配布する活動のこと。

### **フードマイレージ**

食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。

### **プラスチックごみ**

本計画では、事業活動や家庭から排出されたプラスチック製の廃棄物を総称して「プラスチックごみ」と表記した。なお、事業活動に伴い排出された産業廃棄物の場合は「廃プラスチック類」という。

### **ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物**

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁

油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、令和9年3月31日までの処分が義務付けられている。なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。

### **マイバッグ**

購買時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの排出削減など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

### **マイボトル**

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ごみの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの排出削減など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

### **マニフェスト**

廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類のこと。産業廃棄物の排出事業者がその処理を処理業者（収集運搬業者、処分業者）に委託する場合、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、最終処分まで確認する義務がある。マニフェストには複写式伝票が一般的である「紙マニフェスト」とマニフェスト情報を電子化した「電子マニフェスト」がある。

### **容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)**

平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。市町村が分別収集を実施し、分別収集されたものを事業者が再商品化（リサイクル）するという基本的な仕組みが定められている。

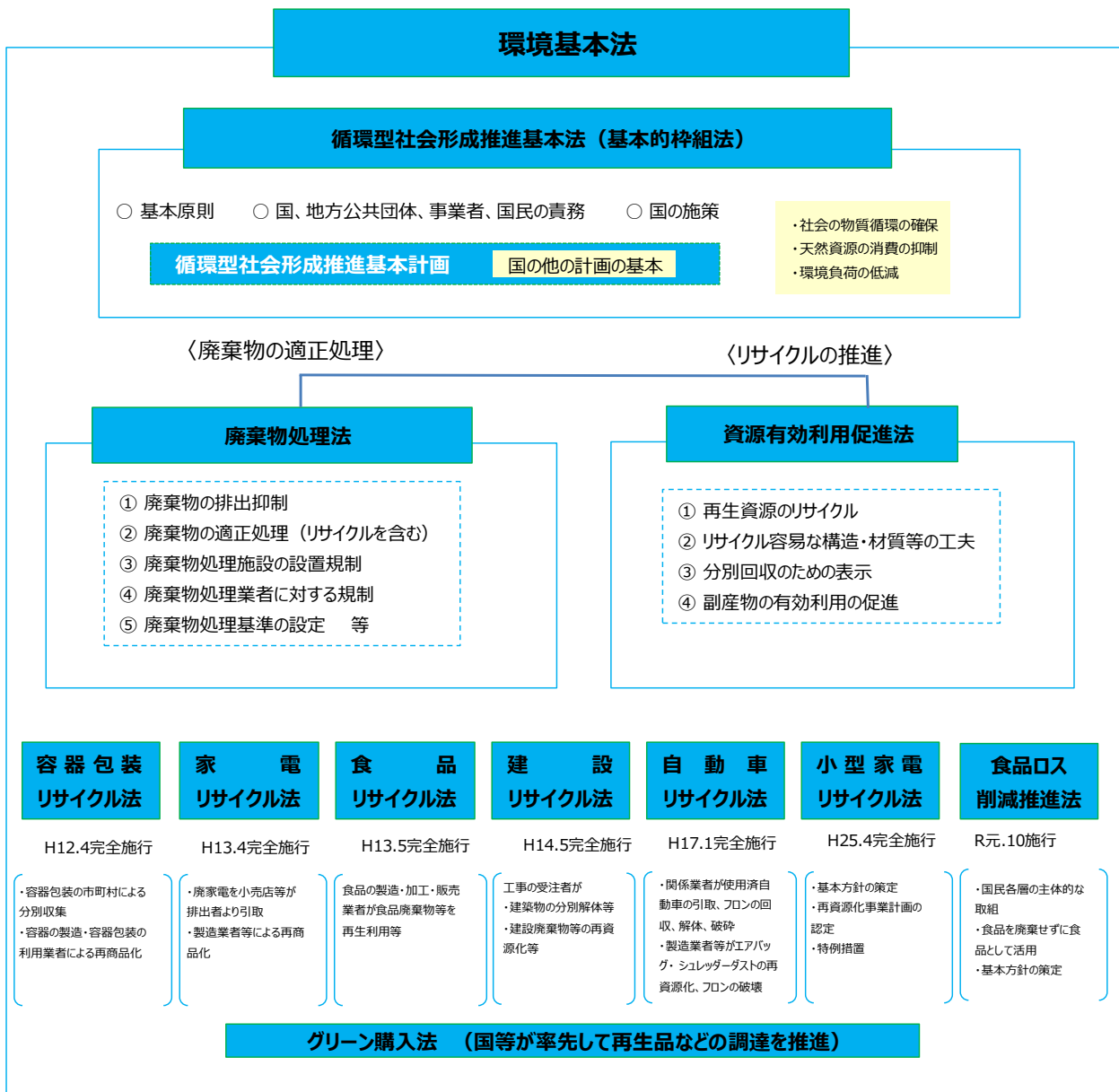
### **レジリエンス**

防災や環境分野などで想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さのこと。

# 循環型社会形成のための法制度と3R政策

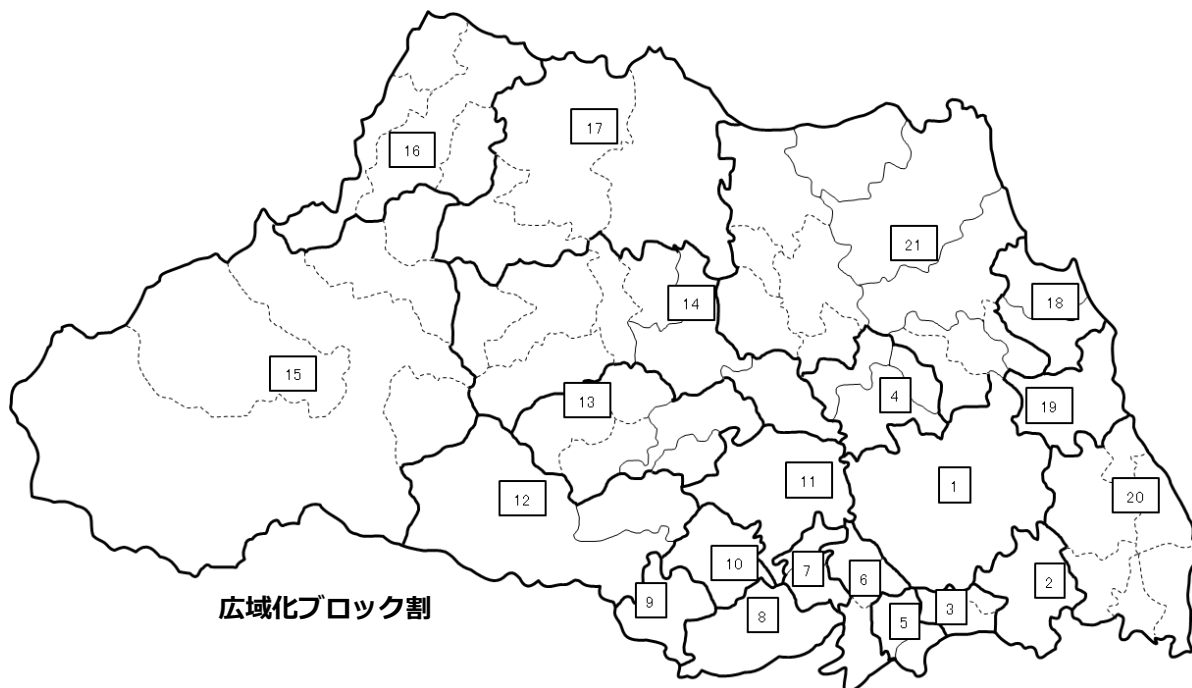
持続的・発展的な経済社会活動を続けていくためには、最終処分場のひっ迫や不適正処理に伴う有害物質の環境への影響、将来的な資源の枯渇といった環境制約と資源制約への適切な対応により、環境と経済が両立した新たな経済システムの構築が急務となっています。

このため国では、平成3年の再生資源利用促進法（改正後は資源有効利用促進法）の施行以来の10数余年にわたる廃棄物の発生抑制（リデュース）、リユース、リサイクルの促進についての経験と施策を踏まえ、法律の整備が体系的に進められています。



# 廃棄物処理体制及び広域化ブロック

## 1 広域化ブロック別収集人口及び面積



ブロック	構成市町村・一部事務組合名	平成30年度 収集計画人口		令和12年度 推計人口		面積 (km <sup>2</sup> )		
		市町村別	合計	市町村別	合計	市町村別	合計	
ブロック1	さいたま市	1,299,958	1,299,958	1,318,050	1,318,050	217.43	217.43	
ブロック2	川口市	603,093	603,093	596,282	596,282	61.95	61.95	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨市	75,146	214,529	72,780	225,956	5.11	23.30
		戸田市	139,383		153,176		18.19	
ブロック4	上尾市	228,466	348,605	216,278	330,426	45.51	85.65	
	桶川市	75,387		67,918		25.35		
	伊奈町	44,752		46,230		14.79		
ブロック5	朝霞和光資源循環組合	朝霞市	139,822	222,520	143,979	224,456	18.34	29.38
		和光市	82,698		80,477		11.04	
ブロック6	志木地区衛生組合	志木市	76,225	352,714	75,997	345,549	9.05	51.60
		新座市	165,434		163,772		22.78	
		富士見市	111,055		105,780		19.77	
ブロック7	ふじみ野市	114,240	152,639	116,516	152,915	14.64	29.97	
	三芳町	38,399		36,399		15.33		
ブロック8	所沢市	344,388	344,388	324,100	324,100	72.11	72.11	
ブロック9	入間市	148,452	148,452	135,136	135,136	44.69	44.69	
ブロック10	狭山市	151,817	151,817	136,582	136,582	48.99	48.99	
ブロック11	川越市	352,990	352,990	355,087	355,087	109.13	109.13	
ブロック12	飯能市	79,779	135,921	70,011	120,729	193.05	240.53	
	日高市	56,142		50,718		47.48		

ブロック	構成市町村・一部事務組合名		平成30年度 収集計画人口		令和12年度 推計人口		面積 (km <sup>2</sup> )	
			市町村別	合計	市町村別	合計	市町村別	合計
ブロック13	坂戸市		101,227	230,727	94,281	210,775	41.02	158.86
	埼玉西部 環境保全組合	鶴ヶ島市	70,167		66,065		17.65	
		毛呂山町	33,923		30,265		34.07	
		越生町	11,731		9,032		40.39	
		鳩山町	13,679		11,132		25.73	
ブロック14	東松山市		90,216	191,852	88,815	176,360	65.35	319.90
	小川地区衛生組合	滑川町	18,947		19,637		29.68	
		嵐山町	17,984		15,658		29.92	
		小川町	30,186		24,996		60.36	
		ときがわ町	11,315		8,658		55.90	
		東秩父村	2,843		2,035		37.06	
	川島町		20,361		16,561		41.63	
ブロック15	秩父広域 市町村圏組合	秩父市	63,008	100,063	52,111	80,488	577.83	892.62
		横瀬町	8,284		6,677		49.36	
		皆野町	9,799		7,610		63.74	
		長瀬町	7,190		5,588		30.43	
		小鹿野町	11,782		8,502		171.26	
ブロック16	児玉郡市 広域市町村圏組合	本庄市	78,442	134,402	71,356	119,541	89.69	199.68
		美里町	11,228		9,591		33.41	
		神川町	13,646		10,800		47.40	
		上里町	31,086		27,794		29.18	
ブロック17	大里広域 市町村圏組合	熊谷市	197,856	375,471	177,802	340,309	159.82	362.44
		深谷市	143,834		134,471		138.37	
		寄居町	33,781		28,036		64.25	
ブロック18	幸手市		51,482	96,666	44,860	84,158	33.93	63.96
	杉戸町		45,184		39,298		30.03	
ブロック19	春日部市		234,824	234,824	206,692	206,692	66.00	66.00
ブロック20	東埼玉資源環境組 合	草加市	248,519	921,778	237,817	916,174	27.46	183.71
		越谷市	342,401		347,039		60.24	
		八潮市	91,148		87,516		18.02	
		三郷市	137,287		140,545		30.13	
		吉川市	72,752		77,454		31.66	
		松伏町	29,671		25,803		16.20	
ブロック21	彩北広域清掃組 合	行田市	81,522	757,212	68,393	676,402	67.49	535.89
		鴻巣市	118,933		108,237		67.44	
	埼玉中部 環境保全組合	北本市	66,743		58,941		19.82	
		吉見町	19,195		15,101		38.64	
	加須市		113,334		98,709		133.30	
	羽生市		55,092		48,680		58.64	
	久喜宮代衛生組 合	久喜市	153,757		138,536		82.41	
		宮代町	34,151		30,595		15.95	
	蓮田白岡衛生組 合	蓮田市	61,974		56,902		27.28	
		白岡市	52,511		52,308		24.92	



## 2 ごみ焼却施設整備状況及び整備計画

### (1) 整備状況

ブロック	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	備考
ブロック1	さいたま市	クリーンセンター大崎 第二工場	1995 (H7)	450	7,300	
		桜環境センター	2015 (H27)	380	8,500	大崎第一工場(300t/日)廃止、岩槻環境センター(130t/日)廃止
		東部環境センター	1984 (S59)	300	1,700	R6に新施設に更新し、稼働予定(420t/日)
		西部環境センター	1993 (H5)	300	3,600	
				1,430	21,100	
ブロック2	川口市	戸塚環境センター	1989, 93 (H1, 5)	300	4,400	R10に新施設に更新し、稼働予定(285t/日)
		朝日環境センター	2002 (H14)	420	12,000	
				720	16,400	
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	ごみ処理施設	1992 (H4)	270	1,950	
ブロック4	上尾市	西貝塚環境センター	1997 (H9)	300	2,080	伊奈町内に新施設建設を予定
	伊奈町	クリーンセンター	1989 (H1)	60	0	
	桶川市	ごみ焼却施設	1977 (S52)	240	0	
				600	2,080	
ブロック5	朝霞市	クリーンセンター	1995 (H7)	120	0	和光市内に新施設建設を予定
	和光市	清掃センター	1990 (H2)	120	0	
				240	0	
ブロック6	志木地区 衛生組合	富士見環境センター	1986 (S61)	180	0	
		新座環境センター東工場	1979 (S54)	90	0	
		新座環境センター西工場	1994 (H6)	90	0	
				360	0	
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町 環境センター	2016 (H28)	142	3,200	上福岡清掃センター(180t/日)、大井清掃センター(60t/日)を廃止
ブロック8	所沢市	西部クリーンセンター ごみ焼却施設	1989 (H1)	147	0	
		東部クリーンセンター ごみ焼却施設	2003 (H15)	230	5,000	
				377	5,000	
ブロック9	入間市	総合クリーンセンター	1996 (H8)	150	0	
ブロック10	狭山市	稲荷山センター	1996 (H8)	165	0	

ブロック	市町村・一部事務組合	施設名称	使用開始年度	処理能力(t/日)	発電能力(kW)	備考
ブロック11	川越市	東清掃センター焼却施設	1986 (S61)	140	0	
		資源化センター熱回収施設	2010 (H22)	265	4,000	
				405	4,000	
ブロック12	飯能市	クリーンセンター	2017 (H29)	80	830	旧施設(100t/日)を更新
ブロック13	坂戸市	西清掃センター	1994 (H6)	80	160	
	埼玉西部環境保全組合	高倉クリーンセンター	1995 (H7)	270	0	R4年度までに鳩山町内に更新施設を建設し、稼働予定(130t/日)
				350	160	
ブロック14	東松山市	クリーンセンター	1977 (S52)	180	0	
	川島町	環境センターごみ処理施設	1979 (S54)	40	0	
	小川地区衛生組合	ごみ焼却場	1976 (S51)	62	0	
				282	0	
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父クリーンセンター	1997 (H9)	150	1,400	
ブロック16	児玉郡市広域市町村圏組合	小山川クリーンセンター	2000 (H12)	228	2,400	
ブロック17	大里広域市町村圏組合	熊谷衛生センター第一工場	1980 (S55)	140	0	
		熊谷衛生センター第二工場	1989 (H1)	180	0	
		深谷清掃センター	1992 (H4)	120	0	
		江南清掃センター	1979 (S54)	100	0	
				540	0	
ブロック18	杉戸町	環境センター	1996 (H8)	84	0	
ブロック19	春日部市	豊野環境衛生センター	1994 (H6)	399	3,100	
ブロック20	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	1995 (H7)	800	24,000	
		第二工場ごみ処理施設	2016 (H28)	297	9,400	
				1,097	33,400	

ブロック	市 町 村 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 年度	処理能力 (t/日)	発電能力 (kW)	備考
ブロック21	彩 北 広 域 清 掃 組 合	小針クリーンセンター	1984 (S59)	204	0	
	埼 玉 中 部 環 境 保 全 組 合	埼玉中部環境センター	1984 (S59)	240	0	
	加 須 市	加須クリーンセンター ごみ焼却施設	1998 (H10)	216	0	
		大和根クリーンセンター ごみ焼却施設	1990 (H2)	40	0	
	羽 生 市	清掃センター	1983 (S58)	80	0	
	久 喜 宮 代 衛 生 組 合	ごみ処理施設	1975, 80 (S50, 55)	150	0	R6に久喜市内に更新施設を 建設し、稼働予定(150t/ 日)
		菖蒲清掃センター焼却施設	1989 (H1)	30	0	
		八甫清掃センターごみ焼却 施設	1988 (S63)	105	0	
	蓮 田 白 岡 衛 生 組 合	ごみ焼却施設	1994 (H6)	270	0	
				1,335	0	

(2) 整備計画

ブロック	市 町 村 一 部 事 務 組 合	施設名称	使用開始 予定年度	処理能力 (t/日)
ブロック1	さ い た ま 市	さいたま市サーマルエネルギー センター	2024 (R6)	420
ブロック2	川 口 市	(仮称) 戸塚環境センター東棟	2028 (R10)	285
ブロック13	埼 玉 西 部 環 境 保 全 組 合	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設	2022 (R4)	130
ブロック21	久 喜 市	久喜市新たなごみ処理施設	2027 (R9)	150

### 3 資源化施設整備状況及び整備計画

#### (1) 整備状況

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市クリーンセンター大崎第二工場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1995 (H7)
		さいたま市西部環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1993 (H5)
		さいたま市東部環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
		さいたま市桜環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2015 (H27)
		さいたま市東部リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1993 (H5)
		さいたま市桜環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	2015 (H27)
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	1974 (S49)
		川口市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル プラスチック 布類	2002 (H14)
ブロック3	蕨戸田衛生センター組合	蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1992 (H4)
		蕨戸田衛生センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	2002 (H14)
ブロック4	上尾市	上尾市西貝塚環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1997 (H9)
		上尾市西貝塚環境センター空き缶選別プレス機	資源化等を行う施設	金属類	1996 (H8)
		上尾市西貝塚環境センター内ペットボトル結束機	資源化等を行う施設	ペットボトル 汚泥	2003 (H15)
	桶川市	桶川市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1989 (H1)
		桶川市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1987 (S62)
	伊奈町	伊奈町クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ペットボトル プラスチック	1992 (H4)
ブロック5	朝霞市	朝霞市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
		朝霞市空き缶資源化施設	資源化等を行う施設	金属類	1997 (H9)
		朝霞市プラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	ペットボトル プラスチック	2009 (H21)
	和光市	和光市清掃センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他 資源ごみ	1990 (H2)
ブロック6	志木地区衛生組合	富士見環境センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2014 (H26)
		富士見環境センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	プラスチック	2001 (H13)
		富士見環境センター有価物回収施設	資源化等を行う施設	ガラス類	2014 (H26)
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市・三芳町環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ プラスチック 不燃ごみ	2016 (H28)
ブロック8	所沢市	所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ不燃・粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2003 (H15)
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザ資源ごみ処理施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	2003 (H15)
		所沢市東部クリーンセンターリサイクルプラザプラスチック類処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)
		所沢市西部クリーンセンター容器包装プラスチック処理施設	資源化等を行う施設	プラスチック	2003 (H15)
ブロック9	入間市	入間市総合クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1996 (H8)
		入間市総合クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ	1996 (H8)

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度
ブロック10	狭山市	狭山市奥富環境センター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2007 (H19)
		狭山市奥富環境センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ その他	2007 (H19)
ブロック11	川越市	川越市東清掃センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ その他	1993 (H5)
		川越市資源化センターリサイクル施設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ その他	2010 (H22)
		川越市資源化センター草木類資源 化施設	資源化等を行う施設	剪定枝	2010 (H22)
ブロック12	飯能市	飯能市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	2017 (H29)
		飯能市クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ 不 燃ごみ その他	2017 (H29)
ブロック13	坂戸市	坂戸市東清掃センター粗大ごみ処 理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1982 (S57)
	埼玉西部 環境保全組合	川角リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル プラスチック 不燃ごみ 粗大ごみ その他	2001 (H13)
ブロック14	東松山市	西本宿不燃物等減容処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル プラ スチック 不燃ごみ 粗大ごみ	1990 (H2)
	川島町	川島町環境センター容器包装処理 施設	資源化等を行う施設	その他資源ごみ ペットボトル プラス チック	2000 (H12)
		川島町環境センター不燃物処理施 設	資源化等を行う施設	ガラス類 その他資源ごみ 不燃ごみ	1979 (S54)
小川地区 衛生組合	小川地区衛生組合不燃物処理場	資源化等を行う施設	紙類 金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペッ トボトル プラスチック 布類 不燃ごみ 粗大 ごみ その他	1977 (S52)	
ブロック15	秩父広域 市町村圏組合	秩父広域市町村圏組合秩父環境衛 生センター	資源化等を行う施設	ペットボトル	2006 (H18)
ブロック16	児玉郡市広域 市町村圏組合	児玉郡市広域市町村圏組合立小山 川クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	2000 (H12)
		児玉郡市広域市町村圏組合立小山 川クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル その 他	2000 (H12)
ブロック17	大里広域 市町村圏組合	大里広域市町村圏組合立大里広域 クリーンセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル 不燃 ごみ 粗大ごみ	1983 (S58)
ブロック18	幸手市	幸手市ひばりヶ丘桜泉園	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)
	杉戸町	杉戸町リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類	1996 (H8)
ブロック19	春日部市	春日部市クリーンセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1992 (H4)
		春日部市資源選別センター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 ペットボトル その 他	1994 (H6)
ブロック20	東埼玉 資源環境組合	堆肥化施設	資源化等を行う施設	剪定枝 その他	1999 (H11)
	草加市	草加市リサイクルセンター	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ 不 燃ごみ 粗大ごみ	2009 (H21)
	越谷市	越谷市リサイクルプラザ資源化施 設	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ	2006 (H18)
	八潮市	八潮市リサイクルプラザ	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル 不燃ごみ 粗大ごみ	1996 (H8)
	三郷市	三郷市不燃物処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1985 (S60)
		三郷市不燃物処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 不燃ごみ 粗大ごみ	1985 (S60)
	吉川市	吉川市環境センター粗大ごみ処理 施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1994 (H6)
松伏町	松伏町中間処理場	資源化等を行う施設	金属類 ガラス類 その他資源ごみ ペットボトル 不燃ごみ 粗大ごみ	1984 (S59)	

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象廃棄物	使用開始 年度	
ブロック21	行田市	行田市粗大ごみ処理場	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他	1981 (S56)	
	羽生市	羽生市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1988 (S63)	
	蓮田白岡 衛生組合	蓮田白岡衛生組合粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1994 (H6)	
	久喜宮代 衛生組合	久喜宮代 衛生組合	久喜宮代清掃センター30t/5h粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ その他	1990 (H2)
			菖蒲清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1989 (H1)
			八甫清掃センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	1989 (H1)
	加須市	加須市	加須クリーンセンター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1988 (S63)
加須クリーンセンターペットボトル減容施設			資源化等を行う施設	ペットボトル	2002 (H14)	
埼玉中部 環境保全組合	埼玉中部環境センター（粗大ごみ処理施設）	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 不燃ごみ	1984 (S59)		

## (2) 整備計画

ブロック	市町村・ 一部事務組合名	施設名	施設	処理対象 廃棄物	使用開始 予定年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市サーマルエネルギーセンター	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ	2025 (R7)
		さいたま市サーマルエネルギーセンター	資源化等を行う施設	びん、かん	2025 (R7)
ブロック2	川口市	川口市戸塚環境センター	資源化等を行う施設	粗大ごみ	2023 (R5)
ブロック20	三郷市	三郷市一般廃棄物不燃物処理施設	資源化等を行う施設	不燃ごみ びん・かん 粗大ごみ 有害ごみ その他	2024 (R6)
	松伏町	松伏町中間処理施設	資源化等を行う施設	雑介 ピン 金属類 ペットボトル 粗大ごみ	2022 (R4)
ブロック21	久喜市	久喜市新たなごみ処理施設	資源化等を行う施設	粗大ごみ、不燃ごみ等	2027 (R9)

#### 4 最終処分場整備状況及び整備計画

##### (1) 整備状況

ブロック	市町村・一部事務組合名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度
ブロック1	さいたま市	さいたま市うらわフェニックス	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1988 (S63)
		さいたま市環境広場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、熔融スラグ、破碎ごみ・処理残渣	1996 (H8)
ブロック7	ふじみ野市	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）	1993 (H5)
	三芳町	三芳町一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック9	入間市	入間市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック11	川越市	川越市小畔の里クリーンセンター	その他、破碎ごみ・処理残渣	1989 (H1)
ブロック12	飯能市	飯能市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	日高市	日高市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
ブロック13	坂戸市	坂戸市サツキクリーンセンター	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック14	東松山市	西本宿不燃物等埋立地（上流部）	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1997 (H9)
ブロック15	秩父広域市町村圏組合	秩父広域市町村圏組合秩父環境衛生センター	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
ブロック17	熊谷市	熊谷市拾六間一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ	1992 (H4)
ブロック18	幸手市	幸手市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、破碎ごみ・処理残渣	1998 (H10)
ブロック20	東埼玉資源環境組合	第二最終処分場	熔融スラグ	2002 (H14)
	越谷市	越谷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1990 (H2)
	八潮市	八潮市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1992 (H4)
	三郷市	三郷市一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1993 (H5)
	吉川市	吉川市環境センター最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	1994 (H6)
ブロック21	行田市	行田市長善沼最終処分場	不燃ごみ、その他、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ	1996 (H8)
	羽生市	羽生市一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、破碎ごみ・処理残渣	1998 (H10)
	加須市	加須クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	1995 (H7)

##### (2) 整備計画

ブロック	市町村・一部事務組合名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始年度
ブロック8	所沢市	（仮称）所沢市第2一般廃棄物最終処分場	焼却残渣、破碎ごみ・破碎残渣	2025 (R7)